（その１）

# 収支報告書

令和7年分
（　　開催分）

（ふりがな）　わたなべしゅうこうえんかい

1 政治団体の名称　渡辺周後援会

2 主たる事務所の所在地　静岡県沼津市末広町５４

3 代表者の氏名　（姓）栗田　（名）省吾

4 会計責任者の氏名　（姓）渡辺　（名）弘子

事務担当者の氏名　（姓）村田　（名）順子

（電話）055-951-1949

（電話）

（電話）

選挙管委
-8.1.19
第3772号

| 政治団体の区分 | |
|---|---|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体 |
| ☐ 政党の支部 | ☑ その他の政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☐ その他の政治団体の支部 |

| 活動区域の区分 | |
|---|---|
| ☐ ２以上の都道府県の区域等 | ☑ 同一の都道府県の区域内 |

| 資金管理団体の指定の有無 | |
|---|---|
| ☐ 有 | |
| ☑ 無 | |
| 公職の種類（現職・候補者の別） | |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | （姓）　（名） |

| 国会議員関係政治団体の区分 | |
|---|---|
| ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体 | |
| ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体 | |
| 公職の候補者の氏名 | （姓）渡辺　（名）周 |
| 公職の種類（現職・候補者の別） | 衆議院議員（現職） |
| 公職の候補者の氏名（２人目） | （姓）　（名） |
| 公職の種類（現職・候補者の別） | |
| 公職の候補者の氏名（３人目） | （姓）　（名） |
| 公職の種類（現職・候補者の別） | |

| 資金管理団体の指定の期間 |
|---|
| から |
| まで |
| （※複数の期間がある場合２つめ以降の期間） |

| 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 |
|---|
| から |
| まで |
| （※複数の期間がある場合２つめ以降の期間） |

入力済

（その２）

# 収　支　の　状　況

１　収支の総括表

| | |
|---|---|
| 収　入　総　額 | 25,032 |
| （前年からの繰越額） | 25,032 |
| （本年の収入額） | 0 |
| 支　出　総　額 | 0 |
| 翌年への繰越額 | 25,032 |

２　収入項目別金額の内訳

| (1) 個人の負担する党費又は会費 | |
|---|---|
| 金　額 | 0 |
| 員　数（党費又は会費を納入した人の数） | 0 |

| (2) 寄　附 | | |
|---|---|---|
| ア　寄附(イを除く。)の区分 | 金　額 | 備　考 |
| (ｱ) 個人からの寄附 | 0 | |
| （うち特定寄附） | 0 | |
| (ｲ) 法人その他の団体からの寄附 | 0 | |
| (ｳ) 政治団体からの寄附 | 0 | |
| 小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ) | 0 | |
| (寄附のうち寄附のあっせんによるもの) | 0 | |
| イ　政党匿名寄附 | 0 | |
| 合　計　（ア ＋ イ） | 0 | |

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

| 項目 | 金額 | 備考 | |
|---|---|---|---|
| | | 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 | |
| 1 経常経費 | | | |
| (1) 人件費 | 0 | 0 | |
| (2) 光熱水費 | 0 | 0 | |
| (3) 備品・消耗品費 | 0 | 0 | |
| (4) 事務所費 | 0 | 0 | |
| 小計 | 0 | 0 | |
| 2 政治活動費 | | | |
| (1) 組織活動費 | 0 | 0 | |
| (2) 選挙関係費 | 0 | 0 | |
| (3) 機関紙誌の発行その他の事業費 | 0 | 0 | |
| ア 機関紙誌の発行事業費 | 0 | 0 | |
| イ 宣伝事業費 | 0 | 0 | |
| ウ 政治資金パーティー開催事業費 | 0 | 0 | |
| エ その他の事業費 | 0 | 0 | |
| (4) 調査研究費 | 0 | 0 | |
| (5) 寄附・交付金 | 0 | 0 | |
| (6) その他の経費 | 0 | 0 | |
| 小計 | 0 | 0 | |
| 合計 | 0 | | |

(その17)

# 資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

| 資産等の有無 | | | |
|---|---|---|---|
| 資産等の項目別区分 | 有 | 無 | 備考 |
| ア　土地 | □ | ☑ | |
| イ　建物 | □ | ☑ | |
| ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 | □ | ☑ | |
| エ　取得の価額が100万円を超える動産 | □ | ☑ | |
| オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。） | □ | ☑ | |
| カ　金銭信託 | □ | ☑ | |
| キ　有価証券 | □ | ☑ | |
| ク　出資による権利 | □ | ☑ | |
| ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金 | □ | ☑ | |
| コ　支払われた金額が100万円を超える敷金 | □ | ☑ | |
| サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利 | □ | ☑ | |
| シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金 | □ | ☑ | |

（そ の 20）

# 宣　　誓　　書

添付書類　（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

③　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

4　確認書（令和8年分以後の収支報告書において、国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8年　1月　16日

政治団体の名称　：　**渡辺周後援会**

会計責任者の氏名　：　**渡辺　弘子**　㊞

**（以下の「代表者の氏名」は、解散届と併せて提出する時のみ記入）**

（代表者の氏名　：　㊞）

※　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

※　解散届と併せて提出する収支報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

**（本人による署名（自書）または押印がある場合は、従来通り提出が可能です）**

# 政治資金監査報告書

令和 8 年 1 月 15 日

渡辺周後援会

代表　栗田　省吾　殿

登録政治資金監査人　井原英貴

登録番号　第1212号

研修修了　平成23年7月13日

1．監査の概要

(1)　私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、渡辺周後援会の令和7年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2)　この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査アニュアル」という。)に基づき行った。

(3)　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4)　この政治資金監査は、渡辺周後援会の主たる事務所において行った。

2．監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお政治資金監査の対象期間において渡辺周後援会に係る支出はなく、明細書、領収書等、収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細等は、存在しなかった。

3．業務制限

渡辺周後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、渡辺周後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である

以上